

第10期かかみがはら高齢者総合プラン 施策体系(案) ※赤字が変更点

第9期施策体系		第10期施策体系(案)		踏まえるべき事項
基本目標	施策の方向	基本目標	施策の方向	第10期プランにおいて踏まえるべき事項 ■:国の「基本方針」の構成についてより、□:各種調査より
基本目標1 健康づくり・フレイル 予防のための取り組み	(1)健康づくりの推進	基本目標1 健康づくり・フレイル 予防のための取り組み	(1)健康づくりの推進	
	(2)フレイル予防(介護予防)の推進		(2)フレイル予防(介護予防)の推進	□要介護度が上昇するほど幸福度が低下 □介護予防に対する関心はあるものの、実際の活動にはつながっていないケースが多く、早いうちから介護予防に取り組み重要性の周知と、活動への参加につなげる取り組みが求められる
基本目標2 認知症施策の推進	(1)認知症を予防する取り組み	基本目標2 認知症と共に生きる 施策の推進【認知症 施策推進計画】	(1)認知症を予防する取り組み	□一般高齢者の認知症予防への関心は高く、取り組みが求められる
	(2)認知症との共生		(2)地域における認知症との共生	■共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条第1項において市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画が努力義務とされている →本市では今期から包含して策定のため、基本目標に「認知症施策推進計画」を追記。 →「共生社会」の観点を入れた基本目標に変更。 →「共生社会」の観点を踏まえ、認知症施策に地域全体で取り組んでいけるよう、施策の方向(2)に「地域における」を追記。
	(3)認知症高齢者の支援体制の強化		(3)認知症高齢者の支援体制の強化	■認知症の人の社会参加の場や必要な保健医療サービス及び介護サービス等について、データを活用して現状を確認し、共生社会を実現するために必要な今後の具体的な取組を定めて記載する □「本人の同意が得られない」ことに困難を抱えるケアマネ多く、身寄りのない高齢者や認知症高齢者は増加していくことが見込まれるため、さらなる対策を進めていく必要がある
基本目標3 生きがいづくりの推進	(1)生涯学習の充実		(4)認知症に関する理解促進・本人発信支援	■認知症施策推進計画では、当事者の意見反映が重視されている □各務原市が認知症の人が自分らしく暮らせるまちになっていると思う人は3割程度であり、まち全体で認知症への理解を深めていく必要がある →新たに施策の方向(4)を追記し、認知症に関する理解促進・本人発信支援に取り組み。本人ミーティングや地域の人への講座、「新しい認知症観」の周知・啓発等の事業を想定。
	(2)社会参加活動の推進	基本目標3 生きがいづくりの推進	(1)生涯学習の充実	□高齢者においても、スマートフォン・PC等の普及により、ICTの活用可能性が高まっており、デジタル機器を活用した健康づくりの環境整備を進めていく必要がある
	(3)高齢者及び介護者への仕事の支援		(2)社会参加活動の推進	□ケアマネジャーの業務で難しいことについて、前回調査より、「困難なケース(認知症など)への対応」「身寄りのない、独居高齢者の安全の確保と対応」で増加している □日頃からの地域でのつながりや日常的な見守り体制の構築のニーズが高まっている
基本目標4 多職種連携の推進	(1)在宅医療・介護の連携強化	基本目標4 多職種連携の推進	(3)高齢者及び介護者への仕事の支援	
	(2)地域ケア会議の充実		(1)在宅医療・介護の連携強化	■2040年にかけて、介護と医療の複合ニーズを有する85歳以上の高齢者が一貫して増加する中、地域において様々な場面や当事者間で医療と介護が連携して取り組むことができる体制の構築を目指すことが必要
基本目標5 安心して暮らすための支援	(1)日常生活への支援		(2)地域ケア会議の充実	
	(2)相談体制の充実		(1)日常生活への支援	□介護者が不安に感じる介護等について、「外出の付き添い、送迎等」「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」「服薬」「身だしなみ(洗顔・歯磨き等)」でニーズの高まりがみられる
	(3)地域包括支援センターの機能強化	基本目標5 安心して暮らすための 地域の特性に応じた支援	(2)相談体制の充実	
基本目標6 地域で暮らし、地域で 支える環境づくり	(1)福祉教育・人材育成の推進		(3)権利擁護支援体制の充実 【成年後見制度利用促進計画】	今回から包含される計画が増えることから、「成年後見制度利用促進計画」も該当部分が分かりやすいよう、施策の方向として独立させ、計画名を明記する。既存事業である「成年後見制度の利用促進」「市民後見人の育成」「地域連携ネットワークの整備」「日常生活自立支援事業の普及」「権利擁護に関する取り組みの推進」等の事業を想定。
	(2)安全・安心の環境づくり		(4)家族介護者への支援の充実	□在宅での介護の継続においては、介護者のニーズに応じたサービスやレスパイトサービスの充実が求められている □ヤングケアラーがいる事例を経験したことが「ある」ケアマネージャーが増加しており、複合的な課題の増加に対し、早期発見・早期対応に向けた体制を構築していく必要がある →家族介護者への支援について施策の方向を追記。家族介護者への精神的・経済的・身体的負担の軽減に資するサービス、ヤングケアラーへの対策などの事業を想定。
基本目標7 介護保険事業の適正な運営	(1)介護給付適正化計画の推進		(5)地域包括支援センターの機能強化	■地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、地域類型を意識しながら、関係者間でサービス基盤の維持・確保に向けた議論を行うことが必要である。 ■中長期的なサービス提供の確保に資する方策について、速やかに取り組むことができるよう、その前提となる地域の状況に関する分析や課題の把握を進める必要がある →自治体ごとの地域類型だけでなく、各地域に応じた取組も重視されていることから、基本目標に「地域の特性に応じた」を追記し、地域に応じた事業を充実する。
	(2)介護サービスの基盤整備	基本目標6 地域で暮らし、地域で 支える環境づくり	(1)福祉教育・人材育成の推進	
	(3)介護人材の確保		(2)安全・安心の環境づくり	□災害等緊急時への不安が高まっている一方、対策を何もしていない高齢者が約半数となっており、災害発生時に備えた避難行動要支援者名簿への登録や更新、支援体制の構築、福祉避難所の設置等に取り組んでいく必要がある □外出時の移動手段として自動車への依存度が高まっていることから、免許返納後の閉じこもりリスクへの対策を講じる必要がある □家族からの虐待の事例を経験したことが「ある」と回答した事業所が増加しており、対策が必要
基本目標7 介護保険事業の適正な運営	(1)介護給付適正化計画の推進	基本目標7 介護保険事業の適正な運営	(1)介護給付適正化計画の推進	■介護サービス基盤の計画的な整備 ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型について、引き続き地域の実情に応じて、普及を検討し、整備に取り組むことが重要である。 ・中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保を図るため、特例介護サービスの新たな類型を創設することを検討している。
	(2)介護サービスの基盤整備		(2)介護サービスの基盤整備	□高齢者にとって住みよいまちをつくるために重点を置くべきこと 高齢者の閉じこもり防止、社会参加に向けた支援に加え、どんな人もサービスが使いやすい体制の構築が求められる。
	(3)介護人材の確保及び生産性の向上		(3)介護人材の確保及び生産性の向上	■生産年齢人口の減少が加速するとともに、高齢者人口がピークを迎える2040年を見据えつつ、「介護離職ゼロ」の実現に向けた介護サービス基盤の整備によって必要となる人材の確保と生産性の向上の視点を取り入れた総合的な取組の推進が重要 □介護支援専門員が本来の業務以外の事項で負担に感じていることが多くあり、介護支援専門員の業務の整理・明確化に向けた取り組みが求められる。 →施策の方向(3)に「生産性の向上」を追記し、さらなる介護人材の基盤整備に努める。また、ケアマネのシャドウワーク解消に向けた取り組みも想定。